

(参考 1 - 4)

主眼事項及び着眼点 (認定こども園 (保育認定 2・3号))

主眼事項	着 眼 点	根拠法令等
<p>I 地域区分等</p> <p>1. 地域区分 (①)</p> <p>2. 定員区分 (②)</p> <p>3. 認定区分 (③)</p> <p>4. 年齢区分 (④)</p> <p>5. 保育必要量区分 (⑤)</p>	<p>利用する施設が所在する市町村ごとに定められた平27府告示49別表第一による区分が適用されているか。</p> <p>利用する施設の保育認定子どもに係る利用定員の総和に応じた区分が適用されているか。分園を設置する施設に係る基本分単価 (⑥) 及び処遇改善等加算 (⑦) については、中心園と分園それぞれの保育認定子どもに係る利用定員の総和に応じた区分が適用されているか。</p> <p>利用子どもの認定区分に応じた区分が適用されているか。</p> <p>利用子どもの満年齢に応じた区分が適用されているか。年度の初日の前日における満年齢に基づき区分した場合に、年齢区分が異なる場合は、適用される年齢区分における基本分単価 (⑥)、処遇改善等加算 (⑦)、3歳児配置改善加算 (⑧) 及び夜間保育加算 (⑩) の単価について、それぞれの「月額調整」欄に定める額に置き替えて適用されているか。</p> <p>利用子どもの保育必要量に応じた区分が適用されているか。</p>	<p>「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平27府政共生第350号、26文科初第1464号、雇児発0331第9号通知。以下「留意事項通知」という。) 別紙4 I 1.</p> <p>留意事項通知 別紙4 I 2.</p> <p>留意事項通知 別紙4 I 3.</p> <p>留意事項通知 別紙4 I 4.</p> <p>留意事項通知 別紙4 I 5.</p>
<p>II 基本部分</p> <p>1. 基本分単価 (⑥)</p>	<p>(1) 地域区分 (①)、定員区分 (②)、認定区分 (③)、年齢区分 (④)、保育必要量区分 (⑤) (以下「地域区分等」) に応じて定められた額とされているか。</p> <p>(2) 基本分単価に含まれる職員構成 (基本分単価 (教育標準時間認定子どもに係る基本分単価を含む。) に含まれる職員構成は別紙1-3のII 1 (2) のとおり、これらが充足されているか。</p>	<p>留意事項通知 別紙4 II 1. (1)</p> <p>留意事項通知 別紙4 II 1. (2)</p>
<p>III 基本加算部</p>		

分		
1. 処遇改善等加算 (⑦)	<p>(1) この加算については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(平27府政共生第349号、26文科初第1463号、雇児発0331第10号通知。(2)において「平27府政共生第349号等通知」という。)及び「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(平27事務連絡)に定めるとおり、加算しているか。</p> <p>(2) この加算額の算定は、地域区分等に応じた単価に、平27府政共生第349号等通知に定めるところにより認定した加算率×100を乗じて得た額とされているか。</p>	<p>留意事項通知別紙4 Ⅲ1.(1)</p> <p>留意事項通知別紙4 Ⅲ1.(3)</p>
2. 3歳児配置改善加算 (⑧)	<p>(1) この加算の認定がされている場合、別紙1-3のⅢの4(1)により行っているか。</p> <p>(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に加算数×100を乗じて得た額を加えた額とされているか。</p>	<p>留意事項通知別紙4 Ⅲ2.(1)</p> <p>留意事項通知別紙4 Ⅲ2.(3)</p>
3. 休日保育加算 (⑨)	<p>(1) この加算の認定がされている場合、日曜日、国民の祝日及び休日(以下「休日等」という。)において、以下の要件を満たして、保育を実施しているか。</p> <p>(ア) 休日等を含めて年間を通じて開所する施設を市町村が指定して実施すること。</p> <p>(イ) 幼保連携型認定こども園にあっては幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)(以下「幼保連携型認定こども園設備運営基準」という。)第5条第3項、それ以外の認定こども園にあっては就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号)(以下「認定こども園設備運営基準」という。)第2の1の規定に基づき、対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育教諭等を配置すること。ただし、保育教諭等の数は全体で2名を下回らないこと。</p> <p>(ウ) 対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。</p> <p>(エ) 対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもであること。</p> <p>(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p>	<p>留意事項通知別紙4 Ⅲ3.(1)</p> <p>留意事項通知別紙4 Ⅲ3.(2)</p>

4. 夜間保育加算 (10)

(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、地域区分等及び以下により認定した休日等に保育を利用する年間の延べ利用子ども数（以下「休日延べ利用子ども数」という。）に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に加算数×100を乗じた額を加えて算出した額を、当該施設における各月初日の利用子ども数（休日等に保育を利用しない子どもを含む。）で除して得た額とされているか。（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）

(ア) 市町村は、毎年度、休日保育加算の対象となる施設（以下「休日保育対象施設」という。）から、休日延べ利用子ども数の見込みを徴収して認定を行うこと。

(イ) 休日延べ利用子ども数には、休日等に当該休日保育対象施設を利用する休日保育対象施設以外の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもを含むこと。

(ウ) 認定された休日延べ利用子ども数は、加算の適用がなくなった場合を除き、年間を通じて適用されること。そのため、認定に当たっては、前年度における実績等を踏まえて適正に審査されたいこと。

(3) この加算の適用を受けた施設は、翌年4月末日まで留意事項通知様式1を参考とした実績報告書を市町村長に提出しているか。

(1) この加算の認定がされている場合、保育所型認定こども園については、「夜間保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知）」により設置認可された施設、それ以外の認定こども園については、以下の要件に適合するものとして市町村に認定された夜間保育を実施されているか。

(ア) 設置経営主体
夜間保育の場合は、生活面への対応や個別的な援助がより一層求められることから、保育に関し、長年の経験を有し、良好な成果をおさめているものであること。

(イ) 事業所
保育認定子どもに対して夜間保育のみを行う夜間保育専門（1号認定子どもを除く。）の施設であること。

(ウ) 職員
施設長は、幼稚園教諭又は保育士の資格を有し、直接子どもの保育に従事することができる者を配置するよう努めること。

(エ) 設備及び備品
仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えていること。

(オ) 開所時間
保育認定子どもに係る開所時間は原則として11時間とし、おおよそ午後10時までとすること。

(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に加算率×100を乗じて得た額を加えた額とされてい

留意事項通知別紙4

Ⅲ 3. (3)

留意事項通知別紙4

Ⅲ 3. (3)

留意事項通知別紙4

Ⅲ 4. (1)

留意事項通知別紙4

Ⅲ 4. (3)

5. 減価償却費加算 (⑩)

るか。

- (1) この加算の認定がされている場合、以下の要件全てに該当しているか。
 (ア) 認定こども園の用に供する建物が自己所有であること (注1)
 (イ) 建物を整備又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること
 (ウ) 建物の整備に当たって、施設整備費又は改修費等 (以下「施設整備費等」という。) の国庫補助金の交付を受けていないこと (注2)
 (エ) 賃借料加算 (⑫) の対象となっていないこと

(注1) 施設の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること

(注2) 施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には (ウ) に該当することとして差し支えない。

- ① 老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合
- ② 当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと
- ③ 1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること

(1) の要件に適合しなくなった場合は、(1) の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月 (月の初日に (1) に適合しなくなった場合はその月) から加算の適用が無いものとする。

- (2) この加算の認定がされている場合の加算額は、以下の地域の区分ごとに定められた額とされているか。

留意事項通知別紙4
III 5. (1)

留意事項通知別紙4
III 5. (2)

留意事項通知別紙4
III 5. (3)

区分		都道府県
A地域	標準	青森県、岩手県、福島県、東京都、富山県、山梨県、長野県、沖縄県
	都市部	
B地域	標準	北海道、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、鳥取県、広島県、熊本県、鹿児島県
	都市部	
C地域	標準	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、福井県、愛知県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、山口県、香川県、高知県、佐賀県、

	都市部	長崎県、宮崎県
D地域	標準	徳島県、愛媛県、福岡県、大分県
	都市部	

*表中「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/Km²以上の市町村をいい、「標準」とはそれ以外の市町村をいう。

6. 賃借料加算
(12)

- (1) この加算の認定がされている場合、以下の要件全てに該当しているか。
 (ア) 認定こども園の用に供する建物が賃貸物件であること(注)
 (イ) (ア)の賃貸物件に対する賃借料が発生していること
 (ウ) 「賃貸物件による保育所整備事業」等の国庫補助を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと
 (エ) 減価償却費加算(11)の対象となっていないこと

(注) 施設の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること

(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

- (2) この加算の認定がされている場合の加算額は、以下の地域の区分ごとに定められた額とされているか。

区分		都道府県
A地域	標準	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
	都市部	
B地域	標準	静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県
	都市部	
C地域	標準	宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、石川県、長野県、愛知県、三重県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、香川県、福岡県、沖縄県
	都市部	
D地域	標準	北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、富山県、福井県、山梨県、岐阜県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
	都市部	

留意事項通知
別紙4
Ⅲ6.(1)

留意事項通知
別紙4
Ⅲ6.(2)

留意事項通知
別紙4
Ⅲ6.(3)

	<p>*表中「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/Km²以上の市町村をいい、「標準」とはそれ以外の市町村をいう。</p>	
7. 外部監査費加算 (13)	<p>(1) この加算の認定がされている場合、別紙1-3のⅢの9(1)により行っているか。</p> <p>(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、認定こども園全体の利用定員に応じて定められた額とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。</p>	<p>留意事項通知別紙4 Ⅲ7.(1)</p> <p>留意事項通知別紙4 Ⅲ7.(3)</p>
IV 加減調整部分		
1. 1号認定子どもの利用定員を設定しない場合 (14)	<p>(1) 1号認定子どもの利用定員を設定しない幼保連携型認定こども園の場合、加減調整されているか。</p> <p>(2) (1)の加減調整額は、地域区分等に応じた単価に、当該調整額に係る処遇改善等加算の単価に加算数×100を乗じて得た額を加えた額とされているか。</p>	<p>留意事項通知別紙4 IV1.(1)</p> <p>留意事項通知別紙4 IV1.(2)</p>
2. 分園の場合 (15)	<p>(1) 幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園の分園(「保育所分園の設置運営について(平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知)」により設置された分園(幼保連携型認定こども園にあっては、当該分園を設置する保育所が、幼保連携型認定こども園に移行した場合に限る。))の場合、加減調整されているか。</p> <p>(2) (1)の加減調整額は、分園に適用される基本分単価(6)及び処遇改善等加算(7)の額の合計に、地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とされているか。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</p>	<p>留意事項通知別紙4 IV2.(1)</p> <p>留意事項通知別紙4 IV2.(2)</p>
3. 常態的に土曜日に閉所する場合 (16)	<p>(1) 施設を利用する保育認定子どもについて、土曜日に係る保育の利用希望が無いなどの場合に、月を通じて土曜日に閉所している場合、加減調整されているか。</p> <p>(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。</p> <p>(2) (1)の加減調整額の算定は、適用される基本分単価(6)、処遇改善等加算(7)、3歳児配置改善加算(8)及び夜間保育加算(10)の額の合計に、地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とされているか。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</p>	<p>留意事項通知別紙4 IV3.(1)</p> <p>留意事項通知別紙4 IV3.(2)</p> <p>留意事項通知別紙4 IV3.(3)</p>
4. 主幹教諭等の専任化により子育て支援の取	<p>(1) 以下の要件を満たさない施設に適用されているか。(要件)</p>	<p>留意事項通知別紙4 IV4.(1)</p>

組みを実施していない場合 (17)

主幹保育教諭等を教育・保育計画の立案等の業務に専任させるための別紙1-3のⅡの1.(2)、(ア) ii cの代替保育教諭等を配置し、以下の事業等を複数実施すること。また、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。

- i 延長保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）
- ii 一時預かり事業（一般型）（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの（対象子どもは、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は4月又は5月）における平均対象子どもが1人以上いること。）。）
ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。
- iii 病児保育事業（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）
- iv 乳児が3人以上利用している施設（月の初日において乳児が3人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。）
- v 障害児（軽度障害児を含む。）が1人以上利用している施設（月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとされているか。）

(1) の要件に適合しなくなった場合は、(1) の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に(1) に適合しなくなった場合はその月）から調整の適用が無いものとする。

(2) (1) の加減調整額は、地域区分等に応じた単価に、当該調整額に係る処遇改善等加算の単価に加算数×100を乗じて得た額を加えた額とされているか。

5. 年齢別配置基準を下回る場合 (18)

(1) この加減調整の場合、別紙1-3のⅣの2(1)により行っているか。

(2) (1) の加減調整額は、不足する保育教諭等の1人当たりの額は、地域区分等に応じた単価に、当該額に係る処遇改善等加算の単価に加算数×100を乗じて得た額を加えた額とし、当該額に不足する「人数」を乗じて得た額を調整額とされているか。

留意事項通知
別紙4
IV 4. (2)

留意事項通知
別紙4
IV 4. (3)

留意事項通知
別紙4
IV 5. (1)

留意事項通知
別紙4
IV 5. (2)

<p>6. 配置基準上求められる職員資格を有しない場合 (19)</p>	<p>(1) この加減調整の場合、別紙1-3のIVの3(1)により行っているか。</p> <p>(2) 必要資格を有しない教育・保育従事者の1人当たりの額は、地域区分等に応じた単価に、当該額に係る処遇改善等加算の単価に加算数×100を乗じて得た額を加えた額とし、当該額に必要な資格を有しない保育従事者の「人数」を乗じて得た額を調整額とされているか。</p>	<p>留意事項通知別紙4 IV 6. (1)</p> <p>留意事項通知別紙4 IV 6. (2)</p>
<p>7. 施設長に係る経過措置が適用される場合 (20)</p>	<p>(1) この加減調整の場合、別紙1-3のIVの4(1)により行っているか。</p> <p>(2) (1)の加減調整額は、地域区分等に応じた単価に、当該調整額に係る処遇改善等加算の単価に加算数×100を乗じて得た額を加えた額とされているか。</p>	<p>留意事項通知別紙4 IV 7. (1)</p> <p>留意事項通知別紙4 IV 7. (2)</p>
<p>V 乗除調整部分</p>		
<p>1. 定員を恒常的に超過する場合 (21)</p>	<p>(1) 連続する過去の2年度間(注1)常に保育認定子どもに係る利用定員を超過しており(注2)、かつ、各年度の年間平均在所率(注3)が120%以上の状態にある場合、乗除調整されているか。なお、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。また、上記の状態にある施設に対しては、利用定員の見直しに向けた指導を行うこと。</p> <p>(注1) 連続する過去の2年度間の起算点平成27年度を起算点とする。</p> <p>(注2) 利用定員を超過して受け入れる場合の留意事項 利用定員を超過して受け入れる場合であっても、施設の設備又は職員数が、利用定員を超過して利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、幼保連携型認定こども園設備運営基準又は認定こども園設備運営基準及び留意事項通知等に定める基準を満たしていること。</p> <p>(注3) 年間平均在所率 当該年度内における各月の初日の保育認定を受けた在籍子ども数の総和を各月の初日の保育認定に係る利用定員の総和で除したものをいう。</p> <p>(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。</p> <p>(2) 本調整措置が適用される施設における基本分単価(6)から施設長に係る経過措置が適用される場合(20)の額については、それぞれの額の総和に地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とされているか。(算</p>	<p>留意事項通知別紙4 V 1. (1)</p> <p>留意事項通知別紙4 V 1. (2)</p> <p>留意事項通知別紙4 V 1. (3)</p>

VI 特定加算部分	定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)	留意事項通知別紙4 VI 1. (1)
1. 療育支援加算 (㉒)	(1) この加算の認定がされている場合、別紙1-3のVIの1(1)により行っているか。 (2) この加算の認定がされている場合の加算額は、特別児童扶養手当支給対象児童受入施設又はそれ以外の障害児受入施設の別に定められた基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額とされているか。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)	留意事項通知別紙4 VI 1. (3)
2. 冷暖房費加算 (㉓)	加算額は、以下の地域の区分に応じて定める額とされているか。 一級地 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表に規定する一級地をいう。 二級地 国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。 三級地 国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。 四級地 国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。 その他地域 上記以外の地域をいう。	留意事項通知別紙4 VI 2. (2)
3. 施設関係者評価加算 (㉔)	(1) この加算の認定がされている場合、別紙1-3のVIの4(1)により行っているか。 (2) この加算の認定がされている場合の加算額は、定められた額を、3月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。	留意事項通知別紙4 VI 3. (1) 留意事項通知別紙4 VI 3. (2)
4. 除雪費加算 (㉕)	(1) この加算の認定がされている場合、豪雪地帯対策特別措置法年法律第2条第2項に規定する地域に施設が所在しているか。 (2) この加算の認定がされている場合の加算額は、定められた額とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。	留意事項通知別紙4 VI 4. (1) 留意事項通知別紙4 VI 4. (2)
5. 降灰除去費加算 (㉖)	(1) この加算の認定がされている場合、活動火山対策特別措置法第12条に規定する降灰防除地域に施設が所在しているか。 (2) この加算の認定がされている場合の加算額は、定められた額を、3月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利	留意事項通知別紙4 VI 5. (1) 留意事項通知別紙4 VI 5. (2)

6. 入所児童処
遇特別加算(㉗)

用する子どもの単価に加算されているか。

(1) この加算の認定がされている場合、高齢化社会の到来等に対応して、高齢者等ができるだけ働きやすい条件の整備を図り、また、高齢者等によるきめ細やかな利用子ども等の処遇の向上を図るため、以下の要件を満たす施設に加算されているか。

(ア) 高齢者等(注1)を職員配置基準以外に非常勤職員(注2)として雇用(注3)し、施設の業務の中で比較的高齢者等に適した業務(注4)を行わせ、かつ、当該年度中における高齢者等の総雇用人員の累積年間総雇用時間が、400時間以上見込まれること。

また、「特定就職困難者雇用開発助成金」等を受けている施設(受ける予定の施設を含む。)でその補助の対象となる職員は対象としないこと。

なお、雇用形態は通年が望ましいが短期間でも雇用予定がはっきりしていて、利用子ども等の処遇の向上が期待される場合には、この加算対象として差し支えないこと。

(注1) 高齢者等の範囲

i 当該年度の4月1日現在または、その年度の途中で雇用する場合はその雇用する時点において満60歳以上の者

ii 身体障害者(身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持している者)

iii 知的障害者(知的障害者更生相談所、児童相談所等において知的障害者と判定された者で、都道府県知事が発行する療育手帳または判定書を所持している者)

iv 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦(母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦)

(注2) 非常勤職員の範囲

1日6時間未満又は月20日未満勤務の者を対象とされているか。

(注3) 雇用の範囲

雇用契約又は派遣契約による場合のみを対象とする。

(注4) 高齢者等が行う業務の内容の例示

i 利用子ども等との話し相手、相談相手

ii 身の回りの世話(爪切り洗面等)

iii 通院、買い物、散歩の付き添い

iv クラブ活動の指導

v 給食のあとかたづけ

vi 喫食の介助

vii 洗濯、清掃等の業務

viii その他高齢者等に適した業務

(イ) 以下の事業等のうち、いずれかを実施していること

i 延長保育事業(子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。)

ii 一時預かり事業(一般型)(子ども

留意事項通知
別紙4
VI 6. (1)

	<p>も・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの（対象子どもは、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は4月又は5月）における平均対象子どもが1人以上いること。））</p> <p>ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。</p> <p>iii 病児保育事業（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）</p> <p>iv 乳児が3人以上利用している施設（4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。）</p> <p>v 障害児（軽度障害児を含む。）が1人以上利用している施設（4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。）</p>	
	<p>(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、「年間総雇用時間数」の区分に応じて定められた額を、3月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。</p>	<p>留意事項通知別紙4 VI 6. (3)</p>
	<p>(3) この加算の適用を受けた施設は、翌年4月末日までに留意事項通知様式2を参考とした実績報告書を市町村長に提出しているか。</p>	<p>留意事項通知別紙4 VI 6. (4)</p>
<p>7. 施設機能強化推進費加算(㉘)</p>	<p>(1) この加算の認定がされている場合、別紙1-3のVIの7(1)及び(3)により行っているか。</p> <p>(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、定められた額を、3月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。</p>	<p>留意事項通知別紙4 VI 7. (1)</p> <p>留意事項通知別紙4 VI 7. (2)</p>
<p>8. 小学校接続加算(㉙)</p>	<p>(1) この加算の認定がされている場合、別紙1-3のVIの8(1)により行っているか。</p> <p>(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、定められた額を、3月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。</p>	<p>留意事項通知別紙4 VI 8. (1)</p> <p>留意事項通知別紙4 VI 8. (2)</p>
<p>9. 栄養管理加</p>	<p>(1) この加算の認定がされている場合、食事</p>	<p>留意事項通知</p>

<p>算 (㊸)</p>	<p>の提供にあたり、栄養士を活用(注1)して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的(注2)な指導を受けているか。 (注1) 栄養士の活用にあたっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。 (注2) 年間を通じて活用している場合に対象とする。(年度途中で新たに開設した施設については、施設の開設以降、年間を通じて活用(期間が6ヶ月以上となること。)している場合に対象とする。)</p> <p>(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、定められた額を、3月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。</p>	<p>別紙4 VI 9. (1)</p> <p>留意事項通知 別紙4 VI 9. (3)</p>
<p>10. 第三者評価受審加算 (㊸)</p>	<p>(1) この加算の認定がされている場合、別紙1-3のVIの9(1)により行っているか。</p> <p>(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、定められた額を、3月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。</p>	<p>留意事項通知 別紙4 VI 10. (1)</p> <p>留意事項通知 別紙4 VI 10. (2)</p>